

税率と貸玉料金・遊技料金との関係 (4円基準)

資料9

現行方式(4円税込)

税率(%)	貸玉料金	遊技料金	消費税
5	4	3.81	0.19
6	4	3.77	0.23
7	4	3.74	0.26
8	4	3.70	0.30
9	4	3.67	0.33
10	4	3.64	0.36

カード徴収方式

税率(%)	貸玉料金	遊技料金	消費税
5	4.20	4	0.20
6	4.24	4	0.24
7	4.28	4	0.28
8	4.32	4	0.32
9	4.36	4	0.36
10	4.40	4	0.40

貸玉個数調整方式 (100円につき24個=4.17円、23個=4.35円、22個=4.55円)

税率(%)	許容金額	貸玉料金	遊技料金	消費税	貸玉個数
5	4.20	4.17	3.9714	0.1986	24個/100円
6	4.24	4.17	3.9340	0.2360	24個/100円
7	4.28	4.17	3.8972	0.2728	24個/100円
8	4.32	4.17	3.8611	0.3089	24個/100円
9	4.36	4.35	3.9908	0.3592	23個/100円
10	4.40	4.35	3.9545	0.3955	23個/100円

※計算例は裏面参照

※ 4円に消費税率を転嫁した金額までが許容金額となる。

貸玉料金は、許容金額の内数で最大値とする。

【計算例】

1. 原則

- ① 消費税率5%の場合、消費税を含んだ総額から消費税を算出するには、税込みの総額に $\frac{5}{105}$ を乗じて計算します。
- ② 貸玉料金(税込の総額)4円の場合の預かり消費税は、 $4円 \times \frac{5}{105} \doteq 0.19円$ となり、貸玉料金4円から預かり消費税を差し引いた遊技料金(税抜価格)は3.81円となります。
- ③ 貸玉料金を変えて計算する場合は、上記②を基本に、4円の部分を変えて計算します。
- ④ 税率を変えて計算する場合のかけ率は、 $\frac{\text{税率}}{100+\text{税率}}$ になります。たとえば、7%の場合は $\frac{7}{107}$ 、10%の場合は $\frac{10}{110}$ となります。

2. 計算例

- ① 消費税率5% 貸しメダル料金 20円の場合

1) 預かり消費税 $20円 \times \frac{5}{105} \doteq 0.95円$

2) 遊技料金(税抜) $20円 - 0.95円 = 19.05円$

- ② 消費税率15% 貸玉料金 4円の場合

1) 預かり消費税 $4円 \times \frac{15}{115} \doteq 0.52円$

2) 遊技料金(税抜) $4円 - 0.52円 = 3.48円$